

災害発生時の医療救護の流れ

災害発生 個人的な身の周りの安全の確保・家族近隣の救助

被災状況によっては救急医療支援チームが派遣される場合もあり

救護所・避難所等の開設
①救護所(保健センター)の開設
②救護医院の開設(町の要請)

救護所等において応急手当の開始 (治療が必要な人は医療機関へ)

指定避難所における応急手当の開始(事前に登録してある医療スタッフが確保できた場合)

止血等応急手当を実施後、医療機関への搬送が必要な場合は、避難所職員から町災害対策本部に連絡

医療班は町内診療所の被害状況を調査 電話もしくは現地調査

建物被害が大きく診療できない場合

多少の被害はあるが、医師、看護師等の人材の確保ができ診療が可能な場合

医師、看護師等の人材の確保が可能

医師、看護師等の人材の確保ができない

各診療所で診療開始

自院での診療を希望していない場合は、保健センターでの医療救護活動に協力(加茂医師会との災害時の医療救護に関する協定書に基づいて医薬品等を携行)

保健センターに集合

現在いる場所(自宅や外出先等)で医療救護活動を実施

救護所でトリアージを受けた緑タグの人を各診療所で受け入れ

必要に応じて他院や避難所巡回

救護所、救護医院もしくは診療を実施している医療機関で医療救護活動

移動できるようになれば医療機関へ

直接来院した者についてトリアージを実施し、必要に応じて救護病院又は災害拠点病院に救急搬送

トリアージを実施し、必要に応じて救護病院又は災害拠点病院に救急搬送

自院の体制を整えて医療救護活動開始

災害に使用した衛生材料等は、医療機関から川辺町へ後日請求

災害対策本部は
・重傷者の搬送のために県へヘリコプターの要請、救急車、公用車の手配を実施
・医薬品、衛生材料の確保、県への要請